

令和6年度 第2回 函南町総合教育会議 議事録

日 会 出 席 者	時 場 者	令和7年3月21日(金) 午後1時10分から午後3時40分 函南町役場 2階 大会議室 町長 仁科 喜世志 教育長 久保田 浩子 教育委員 渡邊 博文、小永井 博之、勝俣 聡子、 林 千枝
【開会】 事務局 (梅原教育次長)		それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第2回函南町総合教育会議を開催いたします。 本日はお忙しい中、会議にご出席いただきありがとうございます。本日の司会進行を進めさせていただきます教育次長の梅原です。よろしくお願いいたします。 函南町総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、函南町の教育に資する協議を行うために開催している会議です。それでは、お手元の次第に従いまして、これより会議に入ります。 はじめに資料の確認をお願いいたします。次第、名簿、席次表、資料一覧がありまして、資料が1から5までございます。 資料に過不足は、ございませんでしょうか。 それでは開会にあたり、はじめに町長よりご挨拶をいただきます。仁科町長お願いいたします。
仁科町長		皆様こんにちは。教育委員の皆様方には年度末のご多忙のなか、令和6年度第2回総合教育会議にご参集いただきありがとうございます。 3月のこの時期は卒業シーズンですが、私も先日西部保育園、函南小学校、東中の卒業式に参列しましたが、子どもたちの成長を感じ、喜びと共に先生方のご尽力に改めて感謝する式でした。 また、3月10日に令和7年度の当初予算が3月議会で可決し、3月17日には令和7年4月1日付の人事異動の内示を行いました。教育委員会も人事異動がありますが、教育行政がストップすることなく、教育長を筆頭に函南町の子供たちの教育、そして成長に、お力添えと温かいご支援をいただければと思っております。 ご挨拶が長くなりましたが、限られた時間での総合教育会議で

事務局 (梅原教育次長)	はありますが、皆様方から忌憚のないご意見、ご提言をいただき、実りある総合教育会議となるよう進めてまいりますので、皆様方よろしくお願いします。 町長ありがとうございました。 続きまして、久保田教育長にごあいさついただきます。教育長お願いいたします。
久保田教育長	皆さんこんにちは。 只今町長より、現行の卒園式、卒業式という学校教育の一端をご紹介いただき、お褒めのお言葉をいただきましたが、学校では卒業に向けて総仕上げをしていきます。卒業式を、保護者や地域の方に見ていただくことで感謝の気持ちを伝えようと、教職員、子供たちは一丸となって取り組んできました。 函南町では、豊かな感性と生きる力を持つ子供を育てるために、各学校で工夫して人格の形成に努めております。 教育委員の皆様には、本年度も12回の定例委員会、そして関係施設の訪問など、函南町教育の発展にご尽力いただきありがとうございました。本日は本年度最後の総合教育会議となりますが、忌憚のないご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。
事務局 (梅原教育次長)	久保田教育長ありがとうございました。これからの議事進行につきましては仁科町長にお願いいたします。町長よろしくお願いします。
仁科町長	はい。わかりました。 それではここから着座ということでお許し願いたいと思います。また、発言をする委員の皆様方、それから説明をしていただく事務局も着座のままでお願いいたします。 それでは議事に入ります。次第に沿って進めさせていただきます。本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1号の教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術および文化の振興を図るため、重点的に講ずべき政策について、に関して構成員の皆様次第の議事を協議していただきます。

事務局 (木代子育て支援課長)	なお、同条第 2 号に規定する児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が及ぶ恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する議事はありません。 それでは議事の(1)こども家庭センターの設置について、事務局から説明をお願いいたします。 こども家庭センターの設置についてご説明させていただきます。 資料 1、1 ページをごらんください。 こども家庭センターは、国が児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が増加している状況を踏まえて、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行う必要があるとして、令和 4 年に児童福祉法を改正し、その手段の一つとして、市町村にこども家庭センターの設置を求めたものです。 平成28年の児童福祉法の改正により、市町村において子育て世代包括支援センター、子供家庭総合支援拠点、この二つの設置が求められ、当町でも、それぞれの組織を健康づくり課、子育て支援課に設置し業務を行っておりますが、参考資料 1 の 3 ページの中段に記載があります通り、それぞれの相談機関が把握している事案の情報が適切に共有されず、深刻な事案に至ってしまった例も存在していることから、子育て世代包括支援センター、子供家庭総合支援拠点の双方が一体となって対応することがこれまで以上に求められるようになり、組織を一体化した相談機関、こども家庭センターの設置が求められるようになりました。 現在、函南町では健康づくり課、子育て支援課が情報を共有しながら業務を行っておりますが、国の方針に基づき、重要な情報を取りこぼすことのないよう、二つの組織を一体化し、情報共有の徹底、対応の迅速化を図り、切れ目ない支援を行っていく組織として、こども家庭センターを設置したいと考えております。 続きまして説明資料の 2、こども家庭センターにおける業務の内容です。 現在、健康づくり課で行っている子育て世代包括支援センター業務と子育て支援課で行っている子供家庭総合支援拠点の業務を、こども家庭センターの業務として行います。 国からは、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制を整備することが重要で、部署の統一は必ずしも求めているとさ
----------------------------	--

	れておりますので、新たにセンターの場所を設けることはせず、現行通り、健康づくり課、子育て支援課でそれぞれの業務を行ってまいります。 参考資料の1－2をご覧ください。 現在の健康づくり課の母子保健係と子育て支援課の子育て支援係の業務を示しておりますが、そのうち、赤い四角で囲んだ部分の相談や支援などに関する業務を、こども家庭センターの業務として行います。 ただし、こども家庭センターへの配置が必須となるセンター長、統括支援員を入れることで、さらなる連携体制をとりながら、統括支援員の指揮のもと、福祉課や学校教育の関係が、また関係機関を取り込んで合同研修会議を行いながら、町全体で情報を共有し、様々なケースに対応することができる体制を作ってまいります。 なお、令和7年度より事業をスタートしていく中で、必要に応じ、実態に合わせた業務の追加や他の機関とのさらなる連携活用など、よりよい支援体制の整備を図っていきたいと考えております。 次に説明資料2ページをお開きください。 3番、こども家庭センターの組織について説明いたします。 先ほども申しましたが、こども家庭センターは、母子保健部門と児童福祉部門との部署の統一が求められておりませんが、組織が一体的で、情報が確実に共有されるよう、組織全体のマネジメントができる責任者であるセンター長1名と、母子保健と児童福祉分野、双方の知識、経験がある統括支援員を1名配置することとされております。 センター長、統括支援員の指揮のもと、母子保健、児童福祉に関わるケースを一体的に支援していく体制を作ります。 センター長、統括支援員については、説明資料2ページの4をご覧ください。 センター長、統括支援員は、こちらに記載のあるような条件をもとに選任しなければなりません。特に統括支援員は、現行の業務を行っている二つの壁が変わるケースなどを統括する立場となるため、広い視野や統率力、決断力や実行力などが必要とされます。 今後については、外部からの招致など検討の余地があるかもし
--	--

	れませんが、事業を行う現行の課の業務を熟知していること、また、関係各課との連絡調整を図りやすいということを考慮いたしまして、令和7年度のスタートにおいては、町の職員を統括指導員にしたいと考えております。 また、センター長におきましても、センター全体のマネジメントを行うというところから、ある程度、役職のある職員の配置を考えております。 なお、こども家庭センターで扱う子供は児童福祉法の概念から18歳までと考えておりますが、健康づくり課で行っている母子保健事業は、就園前までとなるケースが多いため、それ以降の子供との関わりも多い子育て支援課にこども家庭センターの事務局統括支援員を配置し、業務を遂行していきます。 続きまして、2ページの5番、これまでとの相違点です。 これまでも健康づくり課、子育て支援課で連携を取りながら業務を行っておりますので、基本的なスタンスは変わりませんが、先ほども申しました通り、統括支援員による調整が行われるようになります。 これまで担当レベルで行っていた情報共有も組織で行われるようになり、取りこぼすことなく、組織全体で同一の見解を持つことができるかと認識しております。 また、こども家庭センターで扱う18歳までの年代に関わる業務を行っている学校教育課や障害児などを担当している福祉課とも連携を強化し、それぞれが抱えているケースを、合同会議にかけて、町全体で情報を共有し、その先の支援についても、県やその他の関係機関と連携し、一体的な支援を行っていきます。 例えば、小中学校で関わってきた子供が中学校を卒業し、学校教育の管理から外れたとしても、これまでの情報を共有しておりますので、こども家庭センターへ案件が移行しても継続的な支援をスムーズに行うことができます。 また、こども家庭センターで扱う18歳を超えた場合、その後いきなり関わりが切れるということは考えてはおりませんが、より良い支援を行うため、福祉課で行っている、重層的支援に繋げていくなど、切れ目のない支援体制、効率的でスピード感のある一体的支援が図れるものと考えております。 次に3ページの6、要綱等の整備についてです。 こども家庭センターの設置に際し、函南町こども家庭センター
--	--

	設置要綱、函南町こども家庭センター運営協議会設置要領を新規に制定し、既存の函南町子育て世代包括支援センター事業実施要綱、函南町子ども家庭総合支援拠点設置要綱、函南町子育て世代包括支援推進協議会設置要領を廃止します。 参考資料の1-3といたしまして、新しく制定するもの、それから廃止となるものを参考に添付させていただきましたので、参考をご覧ください。 こども家庭センターの設置要綱については、既に設置が済んでいる他の市町の要綱等を参考にしながら必要な事項を追加するなどし、こども家庭センター運営協議会設置要領は、これまでの子育て世代包括支援推進協議会を踏襲するものとして、児童福祉の部分の記載を追加し、作成したものとなっております。 説明は以上となります。
仁科町長	説明ありがとうございます。他に事務局から補足説明はありますか。 では、教育委員の皆様、何かご質問、ご意見、提言等ある方はいらっしゃいますか。
小永井委員	確認ですが、こども家庭センターは、新しく作るのではなくて、従来通りの子育て支援課と健康づくり課、また案件によっては学校教育課や福祉課等が絡んでくるケースがあるかと思いますが、それらを統括支援員さんやセンター長によって、全体をまとめて関係部署を統括する組織というか、子ども関連のセンターという位置づけでよろしいでしょうか。
事務局 (木代子育て支援課長)	小永井委員のおっしゃる通りです。センターという名称は出来ませんが、統括支援員が関係各課をまとめ、全ての情報を共有していくという組織です。
仁科町長	その他にいかがでしょうか。
勝俣委員	統括支援員さんの負担がかなり大きいと思うのですが、統括支援員は1名ですか。 もう、どのような方がなるのかは決まっているのでしょうか。

事務局 (木代子育て支援課長)	基本的に統括支援員は1名となります。相談業務等はそれぞれの課の担当係が受けることとなりますが、その相談内容を包括的に考え、指南していくのが統括支援員となります。合同ケース会議等を開催して情報を共有して支援をしていきますので、全ての相談内容について統括支援員を通すということは想定しておりませんし、総括支援員1人で解決、支援をするということではありません。 統括支援員については、今のところ、保健師を当てる予定で考えております。
仁科町長	その他にいかがでしょうか。
渡邊委員	新しい組織の活動内容について、町民の方々にはどのように周知する予定でしょうか
事務局 (木代子育て支援課長)	町民の方には、チラシやホームページ等々で案内をする予定ですが、広報かなみの5月号に特集を組んで紹介をしていこうかと考えております。
仁科町長	その他にいかがでしょうか。
仁科町長	私の方からよろしいでしょうか。 こども家庭センター運営協議会設置要綱の第3条に組織として外部団体の方を委員にするとあります。同条第2項の1号から8号まで見ると、静岡県東部健康センターや静岡県東部児童相談所などの職員をお願いをして、全部で25人以内で組織するとありますから、かなり大きな会議になります。 日々の事案検討についてはこども家庭センター設置要綱の第4条のメンバーで行うとして、運営協議会は、どのような場合に、年何回程度開催することを想定していますか。具体的に教えてください。
事務局 (木代子育て支援課長)	運営協議会は、現在の包括支援センターの協議会に踏襲するものでして、それが大体年2回程度開催していますので、同数回程度と考えています。 そこでかける案件は、今度からはこども家庭センターとなりま

仁科町長	すので、妊婦、妊産婦だけでなく、18歳までの子供、それから18歳までの子供を育てている世帯も含めて協議会で検討していくように変わります。 日々の町民からの相談業務や案件は、こども家庭センター設置要綱の組織の中で対応するけれど、場合によっては運営協議会にある関係機関の方を招いたり、相談したりするという考え方で良いですか。
事務局 (木代子育て支援課長)	はい。その通りです。 通常の相談業務につきましては、こども家庭センター設置要綱の第4条の職員で行い、統括支援員が統括をして合同ケース会議をする中で、児童相談所の職員やリベルテさんの話を聞きたいとなった場合には、その方々を招いて合同ケース会議を行い、その合同ケース会議の結果を、運営協議会に上げていくというイメージです。
仁科町長	運営協議会は、どのような決定機関で、どんな権限持っているのですか。協議会には会長とかそういう役職とかありますか。
事務局 (木代子育て支援課長) 事務局 (大沼厚生部長)	あります。 第5条に明記した通り、会長、副会長は設定する予定です。 こども家庭センター運営協議会につきましては、子育て支援課長がお答えしたように、常時発生する個々の事案に対する支援の検討については、こども家庭センターの統括支援員が統括して行動ケース会議等で決定を行い、その上の運営協議会では、こども家庭センターの事業ではこのような事例を扱いました、このような支援を行いました、というような報告をさせていただき、外部の委員から参考になるご意見をいただければと考えております。 具体的な事案に対してこのような対応を行った、相談の件数は何件あった、などの事業報告と合わせて、運営協議会で専門家のご意見をいただいて、それをフィードバックしながらこども家庭センターの運営に活かしていくというような役割を運営協議会には、持っていただきたいというふうに考えております。

仁科町長	参考資料1-2では、こども家庭センター運営協議会と並んで、青枠の黄色の四角で要保護児童対策地域協議会というのがありますが、この協議会には全く触れていませんが、ここはどうなりますか。
事務局 (木代子育て支援課長)	要保護児童対策地域協議会というのはもう既に要綱が設置されており変更の必要がないので今回の説明では省略をしています。
仁科町長	新しくこども家庭センターが出来るわけだから、赤枠内の組織とどのような関係性を持たせるのか触れなくてはいけないと思います。
事務局 (木代子育て支援課長)	はい、わかりました。
久保田教育長	合同ケース会議は、必要に応じて随時行っていくという形式で、センター長そして統括支援員の方の申し出によって、関係機関が集まってまたは関係者が集まって、サポートプランを作っていく。不定期なわけですね、事案が発生したら、必要に応じて行っていくということですよね。
事務局 (木代子育て支援課長)	事案についてもそれぞれタイプがあって、すぐにも対処しなければならないものもあれば、月1回のペースで間に合うもの等があると思います。基本的には月1回ぐらいのペースで合同ケース会議は考えていますが、緊急を要するケースにつきましては随時ということで考えております。
仁科町長	委員の皆様、ご質問等々はよろしいでしょうか。 では、ただいまの審議をもって、ご承認いただけるということではよろしいでしょうか はい、ありがとうございます。 今の内容についてご理解していただいて、新年度に間に合うように事務を進めていただきたいと思います。 ありがとうございます。

仁科町長	次の議案に移ります。 (2)第3期子ども子育て支援事業計画について事務局より説明をお願いします。
事務局 (二藤子育て支援課長補佐)	「第3期函南町子ども・子育て支援事業計画について」子育て支援課から説明させていただきます。 資料2の1ページをご覧ください。 まず初めに「1 子ども・子育て支援事業計画」について説明させていただきます。 子ども・子育て支援事業計画とは、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針に即して、それぞれ5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています。計画は、教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の量の見込み（利用者ニーズ）並びにそれに対応する提供体制の確保の内容（確保すべき量）及び実施時期について定めています。 次に、「2 第3期函南町子ども・子育て支援事業計画の概要」について説明させていただきます。 函南町では、これまで平成27年度から5年間を計画期間とする「第1期の函南町子ども・子育て支援事業計画」また、令和2年3月には「第2期函南町子ども・子育て支援事業計画」を策定し計画的に推進してきました。また、第2期計画の中間年にあたる令和5年3月に、各種量の見込みや提供体制に係る内容の見直しを行いました。さらに、保護者の就労時間要件の引き下げや就労状況の多様化に伴い、第2期計画期間における内容を補完するため、令和6年3月に、「函南町教育・保育施設整備基本方針」を策定しました。この度、令和6年度をもって第2期計画期間が満了となること、同時に国の基本方針の改定や様々な法改正、社会情勢の変化に対応するため、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期函南町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。 次に「3 計画の位置づけ」について説明させていただきます。 本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。 なお、本計画は上位計画である「函南町総合計画」、「函南町地

域福祉計画」との整合、連携を図ります。

2ページをご覧ください。「4 計画の期間」ですが、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としています。

次に「5 計画策定の方法」について説明させていただきます。

本計画の策定に際し、就学前児童の保護者、小学生の保護者に対して現在の就労状況や幼児教育・保育サービスの子育て支援サービスの利用状況、利用意向についてのアンケート調査を実施しました。各種サービスの提供に関する量の見込みの試算のほか、地域の課題や要望を踏まえ、施策・事業の方向性を検討するための基礎資料として活用しました。また、子ども・子育て会議の開催や、庁内の関係部署へのヒアリング調査、パブリックコメントを実施し、内容について協議・検討を行いました。

次の6～9については、参考資料2の計画（案）で説明をさせていただきます。

参考資料2をお願いします。

目次の次ページ、1ページの前のページをご覧ください。

「こども表記」について、計画内で漢字の「子ども」平仮名の「こども」が混在しておりますが、この計画では国が示した表記方法を準用し、法令に根拠があるなどの特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

近隣市町やパブコメ意見を参考とさせていただき第2期計画から表記方法を変更しております。

10ページをご覧ください。

第2章 こども・子育てを取り巻く現状です。

①については人口・世帯の実績数字となり②については推計数字となります。

計画期間の5年間1,500人減少する見込みとなっております。年少人口、生産人口の減少、老年人口は横ばいの見込みです。

11ページをご覧ください。

③、④の0～11歳人口については実績、推計ともにどの年代においても減少傾向となっております。計画期間の5年間500人減少する見込みとなっております。第2期計画期間の令和6年の推計と現在の実績を比較しますと178人の減少方向の差があり計画より少子化のスピードが加速していると言えます。

12ページ以降は、住民基本台帳や国勢調査を基としたグラフ等になっております。時間の都合で詳細は割愛させていただきます。

	す。 16ページをご覧ください。 16ページから26ページはアンケート調査結果を掲載しています。 こちらについては利用者ニーズの量を算出する基礎資料として活用しています。 特に当町で過去に実績のない事業についてはアンケート調査を参考に見込み量など算出しております。 19ページをご覧ください。 母親の就労状況について、就学前児童の母親等で就労している割合になりますが、就労している割合の合計が74.2%となっております。 第2期では60.5%でしたので5人に3人から4人に3人が就労している状況となっております。就学前児童、小学生世帯ともに増加となっております。 20ページをご覧ください。 定期的に利用している教育・保育施設についてです。 第2期と比べ保育園は増加傾向、幼稚園は減少傾向となっております。先ほどの就労状況に比例し保育ニーズが高まっている結果となっております。 23ページをご覧ください 下段が父親の育児取得の結果です。小学生年代と比べ男性の育児休業を取得した割合が高い結果となっております。国の育児・介護休業法の改正もあり取得しやすい環境に変化していることが読み取れます。第3期からのアンケートとなります。 27ページをご覧ください。 第2期計画期間の進捗状況になります。 第2期計画の事業については取組状況や取り組みの課題を第3期の施策の展開に反映しております。 ここでは、計画に対して実績値の比較表を掲載しています。 (1) 教育保育事業では、1号認定の幼稚園は、利用の見込みに対して少ない実績値となりました、一方、2号、3号と保育園については、利用の見込みに対して実績値が上回る結果となりました。 子育て支援事業では、留守家庭児童保育所、病児保育など見込みより実績が上回る結果となりました。就労割合の増加とともに
--	---

	保育需要が高かったことが読み取れると思います。 28ページをご覧ください。 第2期期間中の保育所等の整備状況を記載してあります。 令和3年のグローアップ函南園、仁田ふじさん保育園といった小規模保育の2園の開園や令和4年の二葉幼稚園のこども園化、令和5年のはなみずき保育園の開園があり、保育の量の確保については第2期計画期間中に変化があるところであります。 29ページをご覧ください 第3章 計画の基本的な考え方になります。 基本理念の部分につきましては、国のこども大綱の目指す社会を踏まえた形となっています。 こども大綱の基本理念に「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに差別的取り扱いを受けることがないようにすること」や「子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備」となっていることを踏まえ、基本理念は「こどもを見守り、未来を育てる～こどもの笑顔があふれ、子育ての喜びを実感できるまち「かななみ」～とさせていただきます。 29ページから32ページについては、施策を推進する視点を掲載しております。 33ページをご覧ください 第4章 施策の展開となります。 基本目標1（2）留守家庭児童保育所ですが、令和7年度に入退室管理システムを導入予定となっております。児童の欠席管理や登所、帰宅など管理するシステムを導入し、保護者の利便性の向上や管理ミスを防ぎ安心安全の留守家庭児童保育所の運営を目指すことを目的としています。こちらについてはICT化等を第3期からの追記をさせていただきました。 34ページをご覧ください （4）情報提供・相談・交流の場の確保で一つ目のポツになります。 こども家庭センターにスタッフを配置し子育て相談の体制を整備する。を記載させていただきました。こども家庭センターについては議事1で説明をさていただいたとおりです。 以降の基本目標については関係各課でヒアリング等を実施し反映した施策の展開としております。
--	--

	53ページをご覧ください。 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の見込みと確保方策となります。 (1) に利用の見込みと確保方策を示している事業等の一覧をまとめさせていただきました。 12から17番については、第3期計画から国の基本方針に基づき、位置づけられた事業となっております。また量の見込みといった表現が分かりにくいこともあり、利用の見込みに表現を変更させていただきました。 これから説明をします令和7年度から令和11年度までの計画期間の5年間については教育・保育及び子育て支援事業のどの事業も利用の見込みに対して定員などの量の確保できている計画となっております。 57ページをご覧ください。 (7) こどもの数の推計です。 0歳児については令和6年4月1日時点で165人となっております。 令和7年は160人、令和11年は143人、5年で17人減となります。0～11歳の合計人数では計画期間の5年間で563人減となります。 3月21日現在の0歳児は154人となっております。 58.59ページをご覧ください。 (1) は幼稚園の利用見込みとなっております。 児童数の減少や幼稚園ニーズの減少により利用見込みについては定員を下回っているところです。令和8年度から自由ヶ丘幼稚園のこども園化により定員数の変更に伴い2号認定(預かり保育対象児童)は(2)保育の利用見込みに移行することもあり令和8年度に数字が大きく変更となっております。 保育につきましても利用の見込みに対して定員など確保できている見込みとなっております。 今後方向性の中でも触れておりますが、児童数の減少により定員数に対して見込み量が下回っております。 需要と供給のバランスを見極めながら幼稚園の統廃合や公立保育園等の定員数の見直し等の必要な対応を検討していきたいと考えています。令和7年度にはみのり幼稚園の3歳児4歳児が複式学級として運営していく予定となっております。
--	---

	60ページをご覧ください。 60ページ以降は地域こども・子育て支援事業の利用見込みとなっております。 62ページをご覧ください。（3）留守家庭児童保育所の利用見込みですが、パブリックコメントでも意見があり現状でも学区ごと利用者数に差があることから今後の見通しを検討するうえで学区ごとの利用見込みを追加させていただきました。 東部学童や中部学童について令和7年度、8年度に確保量に対して利用の見込みが上回る形となっております。第3期期間中に児童数の減少とともに解消されていきますが、受入れ体制について空き教室の活用など検討していく必要があると考えております。 78ページをご覧ください。 （17）誰でも通園制度については全国の自治体で令和8年度から実施していく予定です。こちらについてはアンケート調査を基に必要受入れ時間など算出しております。 83ページ以降については資料編となっております。制度改正、函南町子ども子育て条例、委員名簿、等が格納されています。 事務局からの説明は以上となります。
仁科町長	説明が終わりましたが審議に入る前に、この時計で2時15分まで休憩を取りたいと思います。 ＜ 休 憩 ＞
仁科町長	それでは、会議を再開いたします。 先ほどのご説明について、ご質問、ご意見をお伺いします。委員の皆様、いかがでしょうか。
小永井委員	2点ほど教えてください。 1点目は、自由ヶ丘幼稚園もかなり老朽化が進んでいますので、こども園化するに当たって改修工事が必要かと思いますが、工事計画はどのようなになっていますか。 2点目は、78ページのこども誰でも通園制度ですが、大変良い制度制だと思いますがこれは利用制限などがあるのでしょうか。これから制度整備をされるのかと思いますがどのような感じな

事務局 (二藤子育て支援課長補佐)	のか教えてください。 最初のご質問の自由ヶ丘幼稚園のこども園化の改修工事内容とスケジュールについて説明をさせていただきます。 令和8年度からこども園化をスタートさせるに際し、ハード面として屋根の一部の防水工事と、現在、既に雨漏りがありますのでその修繕を行います。また給食を搬入するパントリー部分が、職員通用口と同じ所にありますので、侵入経路を分ける改修工事や、布団の格納棚やインターホンの設置等の工事を予定しております。これらの改修工事は5月入札、6月から12月の工事期間を予定しております。 ソフト面のスケジュールにつきましては、8月頃に、幼稚園部の募集を行います。令和3年度に開園しました二葉幼稚園のこども化の際のスケジュールを参考に進めていく予定で、10月頃に在園児保護者への説明会と保育園児の募集開始を予定しています。12月頃に、県に認定申請し、2月頃に入園児保護者への説明会を実施する予定となっています。 次に、78ページのこども誰でも通園制度についてですが、こちらは就労要件を問わずに、全ての子供の育ちを応援して、子供の良質な生育環境を整備するという制度です。 この制度の利用時間は月10時間までと、国で決まっておりますので、町では事業所等から意見を聞いたり、先進地視察を行っておりますが、事業実施場所については、公立私立を含めて、現在総合的に判断し検討を進めている状態です。
小永井委員	はい、ありがとうございました。
仁科町長	その他に、ご意見などございますか。
勝俣委員	小学校低学年までの学童の制度は私が子育てしていた頃と比較するととても充実しているなと感じました。 そのなかで、62-63ページで、6年生の利用者見込は0人となっていますが、確かに普段は授業も遅くまでありますので利用者もいないかもしれませんが、夏休みなどの長期休暇の時に自分はとても困った経験があります。ニーズはあると思うのですが、保護者アンケートなどは行いましたか。

事務局 (二藤子育て支援課長補佐)	63ページ目の資料で、6年生が0人と表記しておりますが、学童の入所ルールで原則小学校5年生までという決まりが現在ありますので、6年生については0人と表記しています。 ニーズ調査についてですが、具体的に、6年生が学童を必要として、居場所を必要としているかという、細かなアンケート調査は行っておりません。またそのようなニーズに対して、現在町が何かするというような検討も行っておりません。
勝俣委員	何かというわけではないですが、いち保護者の意見として、子どもの安全を考えると長期休暇中の子どもの居場所確保は本当に困ったので、今後は6年生も考えていただけたらと思います。 お母さんやお父さんが安心して仕事ができるという環境で、且つ子供も安全な環境で宿題もできて友達とも遊べてという場所を作っていただきたい。学童が狭くて難しいようなら、学校の一角とかでもよいと思います そのようになれば小学校高学年の子供を持つ親が安心して今後仕事を続けられるんじゃないかなと思います。
仁科町長	その件については、町の考え方について私の方からご説明させていただきます。 町では小学校5年生までは学童でお預かりをするというルールがあります。6年生は最上級生という見方もありますが、やはり受け入れ施設のスペースに無理がありました。特に、中部学童の函南小学校児童の受け入れが顕著で、一時は5年生も遠慮していただきながら、函南小学校の教室を借りて、一時しのぎでお預かりした時もあります。 ところが、令和3年に新型コロナウイルス感染症が蔓延し3密を防ぐ必要があり、西部学童と中部学童は、急遽増築をして対応しました。それにより函南小学校の教室借用も解消した経緯があります。 62ページの6年生3人の利用見込みは丹那学童を見込んでいます。こちらは定員が30名なのですが十分に空きがありますので便宜的に6年生もお預かりしますという町の体制になっています。 長期休み期間はこども食堂をはじめ、学童などに預けたいというニーズは増えるかもしれませんが、子どもの絶対数は確実に減

	っていきます。ですので、町として6年生の保育のために施設を拡充する予定はありません。学校の空き教室などを活用することはあるかもしれませんが、現在の施設規模のなかで運営し、子ども食堂や地域の中で地域の子どもを見守っていくという考え方で進めておりますのでご理解いただきたいと思います。 そのほかにご質問等はございますか。
林委員	学校等に視察に行った際に、どこの学校・園でも全体の児童数は減少しているけれど、支援の必要な子どもの数が増えていると伺いました。先生の人数を増やすのは難しいと思いますが、支援員さんを増やすことについて、町ではどのように考えていますか。
事務局 (二藤子育て支援課長補佐)	函南町におきましても支援が必要なお子さんは、過去に比べて増えているということは現場からも聞いております。 現在、そういった支援が必要なお子さんの対応については、会計年度任用職員の幼稚園教諭を当てており、必要人数の募集をして、確保に努めております。 基本的には幼稚園教諭の募集をしておりますが、林委員のおっしゃる通り幼稚園教諭は人材不足ということもありますので、資格がない方を支援員という形で雇用し、人数を増やして、子どもたちの活動を支援し見守っているのが現状です。 先生方や支援員に対しては、支援が必要な子への接し方について幼児教育センター等による研修会を開催し、町内の公立・私立園の先生方にも参加していただき、町全体で共通認識のもと学んでいただいております。
仁科町長	その他、いかがでしょうか。
渡邊委員	働く親御さんからすれば、多様なニーズに合った体制を整えてくださることはありがたいことだと思いますし、またそのような体制に合った施設の整備を進めてほしいと思います。 最近報道で、ウェルビーイングという幸福感を持つというふうな言葉を聞くようになりました。子どもにとっても親御さんにとっても喜びを感じていただけるような体制、施設整備を進めていただき預けてよかったと思ってもらえるような体制を整えてい

	ただきたいと思います。また、利用者の意見を確認することができると、話し合いの場や情報交換の場を今以上の持つてほしいと思います。
仁科町長	今のご意見は提言ということでよろしいでしょうか。
渡邊委員	はい、提言となります。
仁科町長	その他、いかかでしょうか。ご承認いただけるということでもよろしいでしょうか。 事務局は、これまでのご意見、ご提言を踏まえながら業務を進めてください。 それでは次に移ります。(3)報告事項になりますが、始めにアの函南町部活動地域連携・地域移行の進捗状況について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (生涯学習課森田課長)	〈資料3に基づきこれまでの経緯について報告〉
(学校教育課大桑指導主事)	〈資料3に基づき現状の取り組みについて報告〉
(生涯学習課森田課長)	〈資料3に基づき地域クラブ認定制度について報告〉
仁科町長	ただいまの報告についてご質問などがございましたらご発言をお願いします。
小永井委員	合同部活動についてですが、例えば十分に登録人数以上の部員がいた場合でも、ある時点で合同部活動にしてしまうのでしょうか。
事務局 (学校教育課大桑指導主事)	ご説明させていただいた通り、継続的で安定的に部活動を行うためにそのような方向で考えています ただ、小永井委員と同様のご意見が協議会の中でもありまして、生徒の活動機会を確保する必要もありますので、チームスポーツのうち、野球とサッカー以外のバレー、バスケットボールに

小永井委員	については現時点で十分に生徒数が確保できていますので、すぐに合同部活動にはしていきませんが、生徒数の減少というのは、確実にございます。 年によって今年は部員数が多い、今年は少ないということで部活動が左右はされないようにと考えますと、単純に人数だけで合同部活動化を判断するのではなく、総合的に、いずれは合同部活動にするのか、地域移行にするのかなどを考えていかなければなりません。今の時点では、まず、合同部活動化を進めていくという予定であります。 合同部活動になることで、今までは試合に出場出来ていた生徒が試合に出れないとか、ベンチ入りもできないということになると、部活に入るのを辞めてしまう生徒もいるのではないかなと思います。そのようなことも考えていただいて、進めてほしいと思います。 それと、地域クラブで同じ種目のスポーツ等が登録された場合は、中学校の合同チームはなくなるのでしょうか。
事務局 (学校教育課大桑指導主事)	地域移行の体制次第ではありますが、もともと部活動を地域に移行・展開していくという着地点がありますので、本当に十分な受け皿がある状態でしたら、学校から部活動を移行していくということも考えられるかと思います。 ただ一方で、最近の国の動向でも完全に学校から離すというよりは、地域と協力しながら体制を整えていくという方針に変わってきておりますので、受け皿としての地域クラブチームがどの程度できるのかということも含めて考えていく必要があると思います。
仁科町長	その他、いかがでしょうか。
勝俣委員	地域クラブの認定の要件に、町内の中学生等を中心に構成された地域クラブであることと書かれていますが、実際現時点で、この申請ができそうなクラブは何団体ほどありますか。
事務局 (生涯学習課森)	具体的に話が上がってるのは、函南町スポーツ少年団の陸上競技で2団体について話が上がっておりますが、申請には至つ

田課長)	ていないという状況です。
勝俣委員	陸上は個人競技になるかと思うのですが、大会に出場する際に、学校から出場した方がいいのか地域クラブチームから出場した方がいいのでしょうか。そのような決まりはあるのでしょうか。
事務局 (生涯学習課森田課長)	中体連では大会要項を競技ごとに作成していて、陸上競技で言えば、現在も個人種目であれば学校からでもクラブチームからでも出場は可能です。ただしリレーなどの団体種目については学校からか、地域クラブに認定された団体のみからしか参加が認めれていないため、今回このような要項を制定しました。
仁科町長	他にいかがでしょうか。私の方から2点ほどよろしいでしょうか。 運動部にしろ文化部にしろ、生徒数の減少は根本にあります。部活動に入らない生徒が多いのはどのような理由によるものなのでしょうか。
事務局 (学校教育課大桑指導)	その内容についてのアンケートは実施していませんが、部活動に求めるものとして、子どもたちの回答では「楽しさ」が1位になっています。 部活動についてはもう何年も前から、自由参加の体制をとっていますので、子供も保護者も放課後の活動については多様化していてかつてのように部活優先ではなくなっていることは確実にあるかなと思います。 多様化の中で、今の部活動形式で活動したい子もいれば、クラブチームのような外部団体での活動を選択する生徒もいます。また、部活動のようなものには入らないで学習塾や習い事をしたり、全く何の活動も行っていない子もいますので、多様化の流れはかなりあるかなと思っています。
仁科町長	2校の中学校で、部を作るというのはどこで決めているのでしょうか。
事務局	部活動の設置については、函南町部活動ガイドラインの中で、

(学校教育課大桑指導主事)	設置の目安として、一つの部活動に対し指導者が確保されていること、また正式入部の時点で競技として成立する人数を確保して出されていること等を基に例えば保護者等の要望と学校との協議の中で、設置していくというようになっています。 ただ、近年は新たな部活動が設置された記録はありません。
仁科町長	子どもの意見や要望はなかなか届かないと思いますし、学校側とのずれもあるように思います。 昨日、サッカーの国際試合がありましたが興味のある生徒はテレビで観戦したと思います。野球やバスケットボールも同様です。そういう競技を、体育の授業の延長みたいに部活動としてやる程度なら、楽しみながら活動できるのではないのでしょうか。強さ云々ではなくで、軽い気持ちでできる。 そもそものが1年中、16時30分までに活動を終えて土日も先生方の働き方改革のなかで部活動を実施していくのに、技術を極めるとか、上達するとかは時間的制約の中では無理ではないのでしょうか。 音楽や美術などの文化にしても、授業で途中までかじって終わってしまう。その延長の活動というか、高校で専門的にやるまでのつなぎみたいな活動ができれば、生徒の成長が分断されなくていいと思う。
事務局 (学校教育課大桑指導主事)	学校教育の場において、全ての子供のニーズに合わせた活動を用意するというのは、教員数や、活動時間、練習場所、予算等々で難しいところがあります。学校や生涯学習課、地域とで協議会等で協議していく中で、いろいろな受け皿や選択肢を子供たちに示していくことが必要なのかなというふうに感じております。 楽しみたいという意見が一番多いですが、一方で中体連もありますので、競技をやるからには勝ちを目指すという視点ももちろんありますので、その辺のバランスも考えて、今後の部活動を考えていく必要があるかと思っています。
仁科町長	ソフトボール部の廃止が書かれていますが、一度廃止になると今後新たに部活が出来ることがないですね。
林委員	ソフトボールはクラブチームで強いチームが近隣にあまの

仁科町長	で、おそらく本気で強さを求めている子どもや保護者はクラブチームに入るので、学校の部活動のソフトボール部に部員が集まらないのだと思います。 強さを求める子はクラブチームに行くというのが慣例になっている現実ですので、部活は教育の一環として体育の時間の延長のような活動にすれば楽しめる活動になると思うので、部活に入る子供が増えるのではないのでしょうか。
事務局 (学校教育課大桑指導主事)	子供たちの選択肢が多い、地域の受け皿が多くある状態に向かいたいというのは希望はありますが、現状、全員をカバーするのはそもそも難しいかもしれませんが、現時点で多くをカバーできる状況にないということで、今その移行過程の展開として、合同部活動を今後取り組んでいくというものです。伊豆市では今まさに町長がおっしゃったような総合のタイプのような、今日はサッカー、明日は野球をやるみたいな取り組みをしているところもあるので、そういった事例も参考にしながら今後の部活動のあり方については考えていく必要があると思います。協議会も継続的に行いますので、そこでのご意見も含めて検討していければなというふうに思います。
仁科町長	ぜひ、4時半下校という決まりは守っていただくこと、それからまだ二つの中学校は規模的に小さいわけではなく、生徒数も確保されておりますので、部活動という名前のもと生徒がいろいろなスポーツを経験できるような形態にしていきたいと思います。過渡期になっているかとは思いますがいろいろなことを研究してください。
渡邊委員	過渡期の中で計画を作っていくことは凄く大変なことだと思いますが、中学校の部活動の重みをなくさないで欲しいと思います。同じ年齢で同じ地域の子と一緒に汗を流す、楽しむということは大切な活動だと思います。多様性、自由を認めつつもある程度決められた枠のなかで活動する時間は設けて欲しいと思います。
仁科町長	報告事項アについては、以上で終了とさせていただきますが、

事務局（生涯学習課森田課長）	よろしいでしょうか。 では、次の報告事項イ文化センターの整備方針について、事務局から報告をお願いします。 〈資料に基づき事務局より報告〉
仁科町長	ただいまの報告について、ご質問などがございましたらお願いします。 これにつきましては次年度の整備方針ですので、特別何かご質問がなければ次に移りたいと思いますけども、これだけは言っておきたいという方いらっしゃいましたら、挙手をお願いします。 では次の報告事項ウ児童生徒の不登校対策について事務局から報告をお願いします。
事務局 （学校教育課後藤指導）	〈資料に基づき事務局より報告〉
仁科町長	ただいまの報告について、ご質問などがございましたらお願いします。
小永井委員	現在の不登校児童生徒の現状について簡単に教えていただきたいとの、あとはお願いになりますが、5ページ目にあるタブレットの情報管理の徹底をお願いしたいと思います。個人情報やナイーブな内容も記録されていると思いますので。
事務局 （学校教育課後藤指導）	まず始めのご質問の、小中学校の不登校児童の現状についてですが、昨年度中4月から3月31日までの令和5年度の不登校児童生徒につきましては、小学校が43名、中学校が47名の計90名と把握をしております。こちらについては、児童生徒数が減少し少子化ではありますが、国の調査でも、不登校児童生徒については増加傾向となっており、函南町では一応横ばいというか、同じような推移というところであります。 また二つ目の、1人1台端末を活用した心の健康観察についてですが、こちらについては、従来は先生方が、例えば口頭や連絡帳

	で、保護者や子供から訴えがあった場合に万が一、見過ごしてしまうこともあったとしても、今後はその内容を管理職が情報共有できるシステムとなっております。 一方でご指摘いただきました情報管理については、もちろん厳重に扱っていきたいと思います。 文科省からは無償の紹介事例もありますが、有償でセキュリティ性の高いものもありますので、学校に国や県からの情報を適切に共有しながら進めていきたいと思っております。
仁科町長	その他ご質問等がございましたらお願いします。
勝俣委員	不登校生徒の47名のうちステップルームに通っているの生徒は何人くらいでしょうか。通ってるお子さんで普通教室に登校できるようになったお子さんはいますか。
事務局 (学校教育課後藤指導)	その日によって利用する生徒は変わりますが、中学校の設置についてステップルームの利用状況でいきますと令和5年度については、1日の大体平均利用数が函南中学校が5.8人、東中学校で5.6人でした。 今年度、令和6年度については、函南中学校が7.1人、東中学校は9.1人ということで、昨年度より利用する生徒が増えております。特に3月については、どちらの中学校も平均を上回る利用者数となっています。
仁科町長	令和7年度から東小学校へもステップルームを配置するということですが、田方地区の様子はどのようになっていますか。
事務局 (学校教育課後藤指導)	田方地区で小学校の校内に設置している学校はありません。
久保田教育長	伊豆市、伊豆の国市の中学校ではステップルームという呼び名ではなく「別室」として心の教室相談員を配置して実施している。函南町では適応指導教室「チャレンジ教室」が先行していましたので、学校に通えない子供は、チャレンジ教室に通っていました。ただ、目的が少し違っていたという状況です。

仁科町長	二つ目ですが、教育支援センターとステップルームの違いは何でしょうか。役割が変わるのでしょうか。
事務局 (学校教育課後藤指導)	はい、今の質問ですが、学校に自分の居場所があるということ、いつ来ても、いつ帰ってもいいというところが、児童にとっては心象的にハードルがかなり下がると聞いています。 学校は行かなければならないからと、苦手な授業でも耐えて座っているの苦痛だったり、他人の目が気になったりしても、ステップルームであれば活動できるときに登校し、自分のクラスで授業を受けることも可能です。子ども達と同じく保護者にとってステップルームがあることで、自分で家を出て学校に行くことができ、親としても気持ちが楽になったというご意見もいただきました。 いろんな考え方はあるとは思いますが、小学生は1人で家にいることもなく年齢によっては難しいこともありますので、保護者も、学校に行けたというその達成感や小さな喜びの積み重ねで、学校に足が向くようにという活用になっています。
仁科町長	設置をしても、慌てず、ゆっくり時間をかけて子供に接していく。焦って結果を出すことは難しいと思います。小学校ステップルームのスタートをよろしくお願いします。 その他ご意見ご提言はございますか。 なければ、報告ウについては終了とさせていただきます。 本日の議事については以上で終了しました。 続いて、次第5のその他のに移りますが、本日は事務局側からのその他の案件がありませんので、委員の皆様からお話したいこと、ご質問、お願いしたいこと等がございましたらご発言をお願い致します。 せっかくの機会ですので、遠慮せずにご発言いただけるとありがたいですが。 〈発言なし〉
仁科町長	私も意見を述べさせていただきました、時間も押してしまいましたが、以上をもちまして、本日の案件はすべて終了とさせていただきます。有意義な意見交換が出来ましたことに感謝申し上げます。

梅原教育次長	ます。ありがとうございました。 それでは事務局に進行をお返しします。 町長ありがとうございました。 以上をもちまして、令和6年度第2回阪南町総合教育会議を終了いたします。ご出席の皆様、長時間ありがとうございました。
--------	---